

生徒指導を進めるにあたって

(高等学校版)

生徒指導は、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動であり、学校の教育目標を達成するうえで重要な機能を果たすものとして、学習指導と並んで学校教育において重要な意義を持つものです。（「生徒指導提要」文部科学省より）

長野県教育委員会ではこの観点から、「命」と「人権」を大切にされた予防的・開発的な生徒指導を推進しています。

各学校においては、本冊子を参考に、全職員が生徒指導の目的を共通理解したうえで、それぞれの実情に合った生徒指導に組織として取り組まれるようお願いいたします。

基本的な考え方

- 子どもとともに歩み、子どもの成長を支援する姿勢を基本とする。
- どの子にも「居場所・生きがい・存在感」のある学校づくりをする。
- 不適応や問題行動への対応とともに、日常的な相談や子ども理解を重視する。

I 予防的・開発的生徒指導の推進

早期発見・早期対応を基本として、教育計画に基づいて行う予防的生徒指導や、生徒が主体的に判断・行動し、問題解決し自己選択できるように積極的に取り組む開発的生徒指導により、学校の体制や生徒・家庭・地域の状況に応じて、具体的な指導を進める。

1 積極的な生徒指導

(1) 授業への取組

- ①生徒指導上の課題の未然防止の原点は不断の授業改善にある。問題が起こりにくい魅力ある学校づくりのために「すべての児童生徒が参加・活躍できる授業の工夫を進めることが、いじめや暴力等の問題行動の未然防止のための第一歩である。」という認識を全教職員で共有することが大切である。
- ②全教職員が以下の3点を意識して「わかる授業」を進めていく。
 - ア 生徒に自己決定の場を与える
 - イ 生徒に自己存在感を与える
 - ウ 共感的人間関係を育成する

(2) 生徒指導主事の役割

- ①「学校教育法施行規則」により、高等学校には生徒指導主事を置くものとされており、生徒指導主事は生徒指導の業務の中心となるだけでなく、学校経営のスタッフの一人としての役割が求められている。
- ②生徒指導主事は、学級担任、学年会等と常に連絡を取り合い、生徒理解を深める。また、特定の教職員に任せることなく、管理職・教育相談担当・学年主任・養護教諭等と連携し、組織的に対応する。

(3) 教育相談体制の確立

- ①教育相談はすべての生徒を対象にあらゆる機会・教育活動を通して、すべての教職員が適時適切に行うものである。何事も生じていないときに生徒をよく観察し、かかわりを持つことにより、いざ何かが生じたときに状況の判断と働きかけが適切にできる。
- ②必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど外部の専門家等と連携を図る。また連携を担当する職員を校務分掌に位置付ける。

(4) 学級担任の役割

- ①生徒一人一人に対して、常に温かく公平に接し、生徒の抱える問題を親身になって受け止め、内面に抱える悩みを共有し、自立を支援するよう心掛ける。また、副担任や教科担任など、生徒と関わりを持つ多くの教職員と連携し、担任だけで抱え込まず、組織として指導を行う。
- ②教育者としての見識を持って生徒に接し、個々の生徒の良さを見つけ積極的に褒める指導を行う。生徒の人格を否定するような言動は絶対にしてはならない。
- ③保護者にとっては学級担任が学校の窓口となるので、良好な人間関係の構築に努める。家庭訪問や三者（二者）懇談会の機会だけでなく、日頃から家庭との連絡を密にする。

(5) 家庭との連携

- ①生徒指導の方針等について、入学時に生徒及び保護者に対して文書等により十分説明し、理解を得る。また、PTA総会や地区の懇談会等の機会を通じて、保護者への周知を図る。
- ②学校生活において気になる様子が見られる場合は、学校での学習・生活状況等を家庭に連絡するとともに、必要に応じて家庭訪問等を行い、家庭での生活の様子を把握に努め、問題行動を未然

に防止するための指導に生かす。

③生徒の所在が不明な場合には、早急に保護者と連絡を取り合う。

(6) 校種間・学校間の連携

近年の問題行動の実態等から、幼稚園・保育園・小学校・中学校・高校間の連携による指導が一層重要になってきている。相互の情報連携だけでなく行動連携（協働）の強化に努めることが求められる。

①発達障がいのある生徒について大切なことは、診断名・障がい名よりも、生徒の特性であり、資質や性格、あるいはその時の心理状態なども含めて総合的にとらえることにある。中高連絡会等の機会を活用して、どのような場面でどのような支援が有効であるのか、具体的な支援について連携することが必要である。

②各地区の生徒指導連絡協議会の組織を活用し、問題点や緊急を要する案件について情報共有と行動連携に努める。

（参考）「生徒支援充実のための学校間連携について（依頼）」令和4年3月4日付け

(7) 地域及び関係機関との連携

①警察等との連携

生徒指導主事は、年度当初に管理職とともに地域の警察署・派出所等を訪問し、学警連携を確認するなどして、日頃から関係づくりに努める。できれば定期的に訪問を行い、情報共有に努めることが望ましい。また、交通やネット社会に関わる安全教室、万引き・薬物乱用等についての非行防止教室などを積極的に企画し、問題行動等を未然に防止するために日常から関係機関との連携体制を築いておく。

学警連携について

学警連携協定について

県立学校の児童生徒の安全の確保と非行の防止を図るとともに、豊かな感性や情操、思いやりの心などを育み児童生徒の健全育成を推進するため、長野県教育委員会と長野県警察本部は、平成27年8月4日「児童生徒の健全育成に係る相互連絡に関する協定」を締結した。

連携の内容

一般的な情報交換による連携はもとより、児童生徒の安全を確保するために必要かつ具体的な情報及び個々の問題行動に着目した具体的な情報を相互に連絡し、連携を図る。

相互連絡の対象事案等（学校から警察署への連絡対象事案）

- ・安全確保に関する事案
- ・重大かつ深刻ないじめ、暴力行為等の犯罪の可能性が高い事案
- ・児童生徒の生命、身体又は財産を保護する必要がある事案
- ・児童生徒が犯罪に遭うおそれがあると思われる事案
- ・その他事案の内容から、児童生徒の安全を確保する必要があると思われる事案

連絡の必要性については、学校が判断する。

本人や保護者への同意

学校が警察へ連絡する場合、長野県個人情報保護条例に基づき、原則として、あらかじめ、児童生徒本人や保護者に対して事前に同意を求める。ただし、犯罪の予防や安全の確保など緊急性を要する場合は、長野県個人情報保護条例第5条2項6号に基づき、本人や保護者の同意がなくても連絡や相談をすることができる。

②地域との連携

子どもたちは家庭と学校だけでなく、地域により育てられるという認識を持ち、学校や地区の行事等で交流を試みるなど、積極的に連携する。

③福祉・医療機関との連携

家庭の事情や、本人が抱える障がいの状況等によっては、児童相談所・保健福祉事務所・医療分野まで視野に入れた指導・支援が必要になる場合がある。学校だけで解決が困難なケースが増えており、スクールソーシャルワーカー等の外部専門家を入れた支援会議を開催するなど、学校外の支援者と連携して対応に当たる。

2 生徒への指導の留意点

(1) 発達障がい等個別の教育的ニーズのある生徒への対応

①学習面の対応

ユニバーサルデザインの考え方に立ち、落ち着いて学習できる環境を整えることが重要である。どの生徒にとっても学びやすい環境づくりに努めた上で、個別の支援が必要な生徒には合理的配慮を行います。その際、できていることを認め、得意な面を伸ばす指導を行うことが大切になる。

②行動面の対応

適切でない行動を減らしていくためには、記録をとり、その行動の背景要因を分析し、教師のかかわり方を変えていく。適切な行動を増やしていくという視点で、適切な行動のとり方を具体的に学べるような機会を設定していく。あいまいな対応や、人や時によって異なる対応は、ただ混乱させるだけであるため、一貫した対応を心がける。

③指導に当たっての留意点

失敗を指摘して修正させるという対応ではなく、成功体験により成就感や達成感が得られる経験を積み重ね、それを認めていく。対応を学級担任一人に委ねるのではなく、管理職も含め、校内教職員で情報を共有し、支援方法について共通理解を図り、組織やチームで対応していくことが重要である。

④二次障がいの早期発見と対応

障がい特性に対する理解と対応が適切でない場合、精神的に不安定になり、さまざまな問題行動や心身に症状が出てしまう二次障がいがある場合がある。適切な支援を行えば改善が可能である。そのためには、早期発見に努め、特性に応じた支援を工夫し、自尊感情を高めていく対応が大切である。

⑤保護者との協働

学校は、保護者も家族も大きな不安を抱えているという視点で見守っていく必要がある。学校で生徒に適切な対応がなされることで、生徒の状態が落ち着いてくると、親子関係は安定し、生徒の生活はさらに充実してくる。特別な教育的ニーズのある生徒の保護者は周囲から、しつけや養育の問題を指摘されることが多く、保護者自身も子育てに自信を失い、孤立している場合が多く見られる。学校の考え方を一方的に押し付けるような対応ではなく、保護者の考えを十分に受け止めながら、生徒の情報を共有し、関係機関とも連携して個別の指導計画を作成して、一緒に計画的な支援を行う体制を整えていく。

⑥外部機関との連携

スクールソーシャルワーカーと連携するとともに、長野県発達障がい者支援センターの発達障がいサポート・マネージャー、近隣の特別支援学校における専門性サポートチーム、圏域障がい者総合支援センター、医療機関等の協力を仰ぐなど、外部機関を積極的に活用する。また、地域の小中学校特別支援教育コーディネーター等連絡会と連携し、情報共有を図る。ヤングケアラーとして支援が必要な場合にもスクールソーシャルワーカーと連携し、地域の福祉部局への繋ぎを行う。

(2) 不登校への支援

①校内の指導体制の充実

高校入学時や進級時の学級編成などの節目においては細やかな配慮をする。また、教職員が生徒に対しての共通理解を持ち一貫した指導・援助を進めるために、校内指導体制を確立し、必要に応じて個別の指導計画の作成を行う。

②スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、家庭に対して適切な働きかけや支援を行うことが重要である。

(参考) 「不登校への対応の手引き (R4改訂版)」令和4年4月 長野県教育委員会

(3) 中途退学(転学等)に係わる対応

①予防対策

- ・生徒の実態に応じて基礎学力を補う「学び直し」の授業を行う。
- ・生徒のコミュニケーション能力を高めるようSST(ソーシャルスキルトレーニング)など社会性を育む活動を行い、生徒が自立して生きるための力を育てる。

②中途退学時の対応

生徒が中途退学をする際には、相談窓口ガイド『新たな進路のために』(長野県教育委員会・心の支援課)などを活用しながら、本人・保護者と進路相談を行う。転学・再受験等を希望する場合は十分な情報提供を行い、就職を希望する場合はハローワークなどの就職支援機関等との連携を図る。

③ひきこもりへの対応

不登校から退学するなど、ひきこもりが心配される場合はスクールソーシャルワーカー等と協力し、しかるべき外部機関につなげる努力をする。

(4) いじめへの対応

①いじめについての理解

いじめはどの生徒にも、どのクラスにも起こりうるものであることを十分認識し、いじめの件数が多いか少ないかではなく、いかに迅速に対応して真の解決に結びつけることができるかを重要視する。

②学校いじめ防止基本方針の制定

学校は、いじめ防止等の取組に対する基本的な考え方、具体的な内容、取組の年間計画を「学校いじめ防止基本方針」として定めなければならない。(いじめ防止対策推進法第十三条)

③いじめの未然予防・早期発見

教師が生徒の悩みを受け止めるためには、日頃から生徒との信頼関係を築いておくことが不可欠である。定期的なアンケートや面接等を実施するとともに、相談体制の充実を図る。

④指導の留意点

- ・いじめに関する目撃、訴え、情報提供があった場合は「いじめの防止等の対策のための組織」へ報告の上、「聞き取りシート」(心の支援課作成案)を活用して当該生徒や周りの生徒から丁寧に聞き取りを行い、正確な状況の把握に努める。
- ・担任やクラブ顧問等がひとりで抱え込むことがないように、連携して組織的に対応する。
- ・いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすべきではない。いじめが「解消している」状態とは、「いじめに係る行為が止んでいること、被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」が満たされ、さらに、被害者に対する心理的・物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間(少なくとも3か月)続いていることであり、この間の見守りが再発防止としても重要である。

⑤いじめを受けた生徒へのケア

いじめられている生徒には「絶対に守る」という学校の意志を伝え、心のケアと併せて登下校時や休み時間などの安全確保に努める。また、保護者との連絡を密にし、対応策について十分に説明し、了承を得ることも必要である。状況に応じてスクールカウンセラーの協力を仰ぐ。

⑥いじめる生徒への指導・措置

加害とされる生徒に対しては、動機や背景を踏まえ、いじめが他者の人権を侵す行為であることに気づかせ、他人の痛みを理解できるようにする指導を根気強く継続して行うこと。いじめの状況によっては、警察等適切な関係機関の協力を求める。加害生徒にもスクールカウンセラーとの面談を通して心のケアをする必要がある。

⑦傍観者に対して

傍観者の中に、「仲裁者」「相談者」が現れるかどうか、いじめ問題解決のポイントになる。担任をはじめ、学校全体として「いじめは許さない」「被害者を絶対に守る」という意思を日常的に伝え、見守る等の地道な取り組みを続けることが、生徒の中に学校への信頼感を生じさせ、いじめを許容しない雰囲気徐徐に高まる。

(5) 暴力行為への対応

「暴力行為は、違法・反社会的行為であり、いかなる理由からも認められないし絶対に許されない行為である」と明確に示すとともに、状況に応じて警察との連携を図る。日頃から「暴力は人権の侵害でもあり人権尊重の精神に反する」との認識を全教職員が共有し、生徒へ周知しておく。

(6) 虐待への対応

「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」文部科学省・令和2年6月改定版より

ア) 虐待の早期発見に努めること（努力義務）

イ) 虐待を受けたと思われる子供について、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所等へ通告すること（義務）

ウ) 虐待の予防・防止や虐待を受けた子供の保護・自立支援に関し、関係機関への協力を行うこと（努力義務）

エ) 虐待防止のための子供等への教育に努めること（努力義務）

オ) 通告の判断

- ・ 確証がなくても通告すること（誤りであったとしても責任は問われない）
- ・ 虐待の有無を判断するのは児童相談所等の専門機関である
- ・ 保護者との関係よりも子供の安全を優先すること
- ・ 通告は守秘義務違反にあたらない

(7) その他の問題行動等への対応

①飲酒、喫煙、大麻、危険ドラッグ等薬物乱用

未成年者の飲酒・喫煙自体、違法行為であり容認されるものではない。また、大麻や危険ドラッグ等の薬物乱用が発覚した場合は速やかに警察との連携を図る。薬物乱用防止教育を「保健体育」はもとより「特別活動」「総合的な探求の時間」等も活用して実施する。

②家出・行方不明への対応

生徒の家出・行方不明が発生した場合には、速やかに保護者と連絡を取り合い警察へ行方不明届の提出を促すなど、早期に対応することが求められる。直近の生徒の状況、部屋の状況、所持金、携帯電話所持の有無、自転車使用の有無など、保護者と情報共有を図り、整理して記録しておく。

④性に関する問題行動（盗撮、痴漢、わいせつ行為等）

- ・ 被害者を守る視点を第一とし、個人のプライバシーを配慮しながら、警察やスクールカウンセラー等へ相談しながら対応する。
- ・ 加害行為をした生徒は、保護者やスクールカウンセラーへ協力を仰ぎ、必要に応じて医療機関を勧める。

保護者の責務（第 6 条）

子どもの性被害予防のための教育、性被害を受けたときの保護及び支援を行うよう努める。

学校の責務（第 7 条）

子どもを性被害から守るための人権教育及び性教育、情報モラル教育に関する教育を行うよう努める。

規制項目等（第 17・18 条）

- ①何人も、威迫し、欺き若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じて、性行為又はわいせつな行為を行うことを禁止。
- ③何人も、自己の性的好奇心を満たす目的で、性行為又はわいせつな行為を見せ、教えることを禁止。
- ⑤何人も、保護者の委託があるなど正当な理由のある場合を除き、深夜に子どもを連れ出すことなどを禁止。

〔罰則規定〕 ①～③ 違反した場合 2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金

④～⑤ 違反した場合 30 万円以下の罰金

- ・性暴力被害の場合は本人と相談し、「りんどうハートながの」へ支援を依頼する。

相談専用電話 026-235-7123（24 時間ホットライン）

メールアドレス rindou-heart@pref.nagano.lg.jp

- ・妊娠は問題行動ではないという職員の共通認識の下、本人を交えた関係者で十分に話し合い、母体の保護を最優先としつつ、教育上必要な配慮を行っていく。

（参考）「公立の高等学校における妊娠を理由とした退学等に係る実態把握の結果等を踏まえた妊娠した生徒への対応等について（通知）」平成 30 年 3 月 29 日付け 文部科学省

3 情報モラル教育の推進

インターネットや情報通信機器の普及に伴い、生徒の不適切な利用による「いじめ」「性的な被害や加害」「詐欺」「依存」など様々な問題が発生しており、また学習活動への活用も進んでいることから、情報モラル教育の充実が求められている。子どもたちを被害者にも加害者にもさせないために、著作権法や個人情報に関する法令、その他インターネットに関する法律の知識を踏まえた上での指導が必要である。また、インターネット上でのトラブルが発生した際、学校だけでの対応には限界があり、状況によっては警察や相談機関との連携を速やかに進める必要がある。

- ・各教科等において指導するタイミングをうまく設定し、繰り返し指導する。
- ・生徒同士で討論することやトラブルの擬似的な体験を通して、情報モラルの重要性を実感させる。
- ・一方的に知識や対処法を教えるのではなく、生徒が自ら考える活動を重視する。

長野県教育委員会ホームページ > 生徒指導「インターネット利用」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/shido/index.html>

ユビキタス@nagano（A4 両面印刷 1 枚のメールマガジン）

子どもたちを取り巻くネット社会の現状等を周知するため、主に教職員や保護者を対象として発行しているメールマガジンです。

4 成年年齢引き下げに伴う生徒指導について

- (1) 子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）等に基づき、成年年齢に達しているか否かにかかわらず、今後も同様に支援の観点から取組を進める必要がある。
- (2) 成年年齢に達した生徒はいまだ成長の過程にあり、引き続き支援が必要であることから、退学等に係る手続きを行う際には、事前に学校、生徒及び父母等との間で話し合いの場を設けるなど、その父母等に理解を得ることが重要である。
- (3) 家庭は生徒が人格を形成するうえで大きな影響力を有しており、父母等との連携の下で生徒指導を行うことが必要である。
- (4) 働くことに対する父母等の考え方や態度が生徒のキャリア発達に大きな影響を与えるものであることから、進路指導についても、引き続き父母等との連携の下で行うことが重要である。

5 主権者教育に係る生徒指導

○ 文部科学省通知 (H27. 10. 29) の生徒指導に関するポイント

		◆満 18 歳以上	◆満 18 歳未満	
		政治的活動・選挙運動	政治的活動	選挙運動
学校の構内	教科・科目等の授業、生徒会活動、部活動	禁止	禁止	満 18 歳未満には SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）を含め、選挙運動は一切認められない。
	放課後や休日	学校が制限又は禁止	学校が制限又は禁止	
学校の構外	放課後や休日	18 歳以上の生徒が選挙運動をできることになったことを学校は尊重し、家庭の理解のもと、生徒が判断	家庭の理解のもと、生徒が判断	
	違法・暴力的な活動、あるいはその恐れがある	学校が制限又は禁止	学校が制限又は禁止	
	学業・学校生活に支障がある	必要かつ合理的な範囲で適切に指導	必要かつ合理的な範囲で適切に指導	

Ⅱ 問題行動等が発生した場合の対応

1 問題行動発生時の対応

(1) 問題行動の事実確認と情報収集

- ①問題行動が起きた場合は、速やかに管理職と生徒指導主事に連絡し、必ず複数の教員で迅速に対応する。さらに保護者や関係機関に連絡をとる。
- ②事実確認の際は、複数の教員であたり、関係生徒や保護者から正確な事実を聴取する。その際、関係生徒の心身の状態や人権に十分配慮し、長時間にわたり執拗に聴き取りを行ったり、威圧的、感情的になったりしないようにする。
- ③常に教育的配慮に心掛けながら、「聴き取りシート」（心の支援課作成案）を活用するなどして、時系列に沿った指導記録をまとめて保存する（5年間）。

(2) 指導方針立案の際の配慮事項

- ①問題行動発生の原因や背景を迅速かつ正確に把握した上で、指導の方向性を慎重に検討する。
- ②指導方針を決定するにあたっては、係会、学年会、職員会等において十分協議し、必ず関係生徒や保護者からの意見聴取の機会を保障する。
- ③時代は変化し、問題行動等の事案ごとに対象となる生徒は異なるので、過去の指導例に囚われることなく、その生徒に適した指導方針を決定する。
- ④問題行動が複数校にまたがって発生した場合は、管理職を中心に十分に連絡を取り合いながら、指導方針等を決める。

(3) 生徒に対する指導の実施

- ①各校で定めている「校則」や「生徒指導方針」は、人権に配慮され、社会通念上合理的な指導となっているか、毎年見直すこと。
- ②生徒本人はもちろん、保護者に対しても学校の指導方針等を十分に説明し理解を得る。
- ③反省指導を行う場合、登校反省を原則とし、長期にならないように指導内容を充実させる。また、解除の見通しを生徒本人・保護者に伝えておくことも必要である。
- ④「自宅待機」は原則として行わない。やむを得ず行う場合（暴力事件等の大きな問題行動）でもできる限り短期間とし、保護者の理解協力を得る。
- ⑤問題行動に対する指導（反省指導等）と懲戒の処分（停学等）は明確に区別する。
- ⑥反省指導中は問題行動の反省をさせつつ、学習権の保障という観点から学習指導も行う。
- ⑦指導措置が長く続いた結果、単位認定や進級に関わる問題が発生した場合は、生徒及び保護者が十分納得するようきめ細かな対応をするとともに、学校内規の弾力的な運用を行う。

(4) 方向転換の指導を進める場合

- ①本人や保護者の意見を十分聞いた上で、学校の指導方針を校長、教頭、生徒指導主事等が説明する。処分ではなく、生徒にとって環境を転換することが最適であるという視点に立つことが大切である。退学の場合は、「新たな進路のために」（冊子）を配布し、継続して進路・就職等の相談に乗る。
- ②各校では、「反省指導や懲戒処分に係る指針（ガイドライン）」を作成し、それを生徒・保護者に周知することを通じて、生徒指導についての理解を図っておく必要がある。指導歴の回数で自主退学をすすめる指導は行わない。また、保護者・生徒本人が退学を望まない場合は、指導として退学を強要することはできない。

Ⅲ 自殺予防に係る対応

1 自殺予防に係る対応

(1) 自殺予防への取組

①子どものSOSを「見逃さない」ために

ア「SOSの出し方に関する教育」を毎年計画的に実施し、生徒が話しやすい環境づくりを進める。

【指導資料】 <https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/sos-kyoiku.html>

■指導案・・・高等学校の「SOSの出し方に関する教育」学習指導案

■新たな指導資料・・・心豊かな人生を ～未来は変えることができる～

■保護者周知用資料・・・保護者あて通知（案）とリーフレット

イ「アセス（学校環境適応感尺度）」や「学校生活アンケート」などを計画的に実施する。

その後、面接を行うことにより、信頼関係を築きながら生徒の困り感を引き出すことができる。

②子どものSOSを受け止められる教員の対応力をつけるため、外部講師を招くなどして研修会を実施する。

③SST（ソーシャルスキルトレーニング）等のコミュニケーション・スキル向上の取組を行う。

④相談窓口について周知する。

(2) 自殺を予告する電話や手紙を受け取った時の初期対応

①「危機対応チーム」による緊急対策会議を行い、予告内容を慎重に分析する。

- ・生徒の自殺を阻止するためにどうするかを第一に考える。
- ・学校が一定の結論を出す場合は、校長の責任において行う。
- ・事態の発生から解決の段階に至るまで、関係する一切の経過等について詳細な記録をとる。

②全教職員が共通認識のもとで取り組む体制を確立する。

- ・予告者を特定しようとする場合は、慎重な配慮のもとに行う。

③行事等の中止を求める自殺予告があった際には以下の点を踏まえて判断する。

- ・生徒の状況を十分に把握し、予定どおり実施しても問題がないと判断した場合においても、十分な実施体制を整えた上で実施する。
- ・時間的に余裕がない場合は、延期してさらに状況把握に努め、十分な実施体制を整えた上で実施する。
- ・生徒の状況を十分に把握できない時、あるいは、実施に問題があると判断される時は行事の中止も検討する。

(3) 「教師が知っておきたい 子どもの自殺予防」 （平成21年3月 文部科学省）

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2009/04/13/1259190_12.pdf



Ⅳ 田川高校調査委員会報告書に基づく学校運営上の諸課題について

＜平成 21 年(2009 年)10 月 13 日 21 教指心第 133 号＞

1 学校管理に関して

(1) 情報の共有と伝達

問題を抱えた生徒の情報については、全職員で共有するとともに、必要な情報が確実に校長に伝えられる体制づくりをさらにすすめる。

教職員の異動時には、生徒の情報を確実に引き継ぐ。特に、管理職においては、次年度以降も在校する生徒について、把握している情報を後任者に引き継ぐ。

(2) 危機管理について

重大事件事故発生時は、危機対応チームを編成し、迅速できめ細かな対応に努める。

2 学習指導に関して

(1) 単位認定について

単位認定に係る学習指導について再点検し、成績会議では各生徒の様々な背景にも焦点をあて、学校全体として十分な検討や議論をしていく。

① 問題を抱えた生徒の指導にあたっては、各教科の状況等を含め、教科会・学年会等できめ細かな検討を行い、とりわけ認定が危ぶまれるときはケース会議を開いて、具体的状況に即した個別指導を継続的に試みるなど組織的な対応を行う。

② 学習指導要領の趣旨に沿って、目標に準拠した評価いわゆる絶対評価を行い、様々な観点から到達度をみる。

③ 日頃から保護者との連携に努め、理解と協力を得る。年度末に連絡・相談が集中しないように心がける。

(2) 情報モラル、キャリア教育について

① インターネットや携帯電話に関するトラブルを解決するために、継続的な情報モラル教育を通じて有効な対策を講じていく。

② 生徒がネット社会のルールを自ら検証・策定するなど、生徒会等と連携した主体的な取組を促す。

③ 進路を含めたキャリア教育の充実を図る。

3 生徒指導に関して

生徒指導を進めるにあたっては、入学式はもとより、折に触れて生徒・保護者に各校の指導方針の周知徹底を図り、家庭や地域との連携を密にして、生徒の健全育成に努める。

(1) 生徒相談について

① 教職員のカウンセリングマインドを高め、生徒個々に対応したメンタルヘルスを含む相談システムを確立する。

② 地域や外部の関係機関と連携し、人間関係の基本訓練を含めた心身の健全な育成に配慮した教育を目指す。

③ 生徒本人の人権擁護の観点から、学校の組織的支援や保護者との連携のあり方など、解決のためのビジョンについて十分に説明し、相談者が安心して相談を継続できるように努める。

(2) 連携について

① 中高の連携を一層強化し、情報の交換が迅速かつ機能的に行われるように努める。

② 生徒のコミュニケーション能力を高めるために地域との連携を図る。

③ 問題を抱えた生徒の指導については、必要に応じて外部の医療機関等との連携を図る。

少年事件手続きの流れ

